

「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂（客土）搬入に強く反対する意見書

エトリオン・エネルギー3合同会社（埼玉県大里郡寄居町赤浜2078-1）による「さいたま小川町メガソーラー事業」での土砂（客土）搬入について、小川町議会の総意として反対の意向をお伝えするものです。

反対の主な理由を以下に述べます。

「さいたま小川町メガソーラー事業・環境影響評価調査計画書」の概要説明会が、エトリオン・エネルギー3合同会社の主催で、令和2年1月18日、小川町リリックおがわ会議室で開催されました。

この説明会において、大量の土砂（客土）96万 $\text{m}^3$ 「現在の計画約36万 $\text{m}^3$ 」の搬入事業が含まれていることがわかり、笠原・飯田地区周辺の環境や景観の悪化だけでなく、土砂災害などの危険性も高い事業であることを再認識することとなりました。また、本事業により計画地域周辺住民の日常生活にも支障が出るのが予想されます。

同企業グループは過去に、同事業予定地において「残土処分場事業」を実施するという説明会を4回開催しました。そこで隣接3地区（笠原・飯田・原川）は、令和元年度の区の総会において反対を決議し、「反対決議書」として同年8月に埼玉県農林部森づくり課に提出しました。本事業についても、隣接3地区（笠原・飯田・原川）は令和2年度の区の総会において、土砂災害等の危険な状態になることは「残土処分場事業」と変わらず、甚大な被害の発生源としないための反対決議を行いました。

また、小川町内でも、令和元年10月の台風19号の影響により土砂崩れや河川の越水・氾濫・崩壊の恐怖を体験していることから、土砂（客土）の搬入には強く反対する住民運動が行われており、竹沢区長会においても、地域住民の安全安心な暮らしと、地域社会に対する責任ある立場を痛感し、区長会の総意として土砂（客土）の搬入に強く反対を表明しています。

小川町議会として、地域住民に及ぼす悪影響は将来にわたると予想され、より良い環境を次世代に引き継ぐ責任を果たすことが出来なくなるの思いから、本事業に伴う土砂（客土）の搬入に強く反対する意思を表明し、地方自治法99条の規定により意見書を提出致します。

令和2年12月10日

埼玉県知事 大野元裕 様

埼玉県比企郡小川町議会